

(写)

稲 監 第 670 号
令和 3 年 12 月 28 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修
稲城市監査委員 池 田 英 司

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

令和3年度財政援助団体等監査 結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

なお、本監査は稲城市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 財政援助団体 及び 公の施設の指定管理者

- (1) 稲城市本庁等職員互助会
 - ア 職員厚生費
- (2) 稲城市立病院職員互助会
 - ア 職員厚生費
- (3) 特定非営利活動法人 市民活動サポートセンターいなぎ
 - ア 地域振興プラザ指定管理料
- (4) 公益社団法人稲城市シルバー人材センター
 - ア シルバー人材センター運営費補助金
- (5) みどりクラブ
 - ア みどりクラブ運営費補助金
 - イ みどりクラブ連合会運営費補助金

2 所管部署

- (1) 総務部 人事課
 - ア 職員厚生費
- (2) 稲城市立病院 事務部 管理課
 - ア 職員厚生費
- (3) 産業文化スポーツ部 市民協働課
 - ア 地域振興プラザ指定管理料
- (4) 福祉部 高齢福祉課
 - ア シルバー人材センター運営費補助金
 - イ みどりクラブ運営費補助金
 - ウ みどりクラブ連合会運営費補助金

第3 監査の範囲

令和2年度の財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の実施期間

令和3年8月24日から令和3年12月27日まで

第5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

第6 監査の主な実施内容

監査は、次の着眼点に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、稲城市監査基準に準拠し通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部署

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認はなされているか
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
- オ 出納関係帳票の整備・記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部署

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか
- イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- オ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか

- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- キ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ク 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
- ケ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令・条例等の定めるところにより適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- エ 利用促進のための努力はなされているか
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているか
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳は適正になされているか、領収書類の整備・保存は適切になされているか
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか

第8 監査委員の除斥

みどりクラブの監査においては、親族が東長沼みどり常春会の役員である牧修代表監査委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第9 監査の結果

監査対象団体における財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務並びに 所管部署における事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。